



2018年 10月25日
第40号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣部

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



申6号「駅業務執行体制の再構築等(川崎駅)」 に関する申し入れを行いました!

お客さまに安心してご利用いただける駅、
社員が働きがいを感じる駅職場を創り出そう!

横 地 申 第06号
2018年10月19日

東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社
横 浜 支 社 長 廣 川 隆 殿

東日本旅客鉄道労働組合
横 浜 地 方 本 部
執行委員長 助川一実

「駅業務執行体制の再構築等(川崎駅)」に関する申し入れ

会社から「駅業務執行体制の再構築等」について提案を受けました。「変革2027」に基づき、引き続きお客さまのご期待の実現に向けて取り組むとともに、持続的成長に向け、グループ一体となった効率的な駅業務体制を構築することとする。とあり、具体的には川崎駅のお忘れ物承り所を株式会社JR東日本ステーションサービスに業務委託するというものでした。

この間川崎駅は、社員一丸となって案内の強化や安全品質の向上、サービス品質の向上に向けて取り組みを強化して参りました。また地区駅という事もあり若手社員への技術継承・技能伝承やモチベーション向上に向けても働き甲斐のある職場であり人材育成等に集中させる重要な拠点駅と考えます。

引き続きお客さまのご期待の実現に向けて、駅総体としてさらに取り組みを強化させなくてはなりません。将来にわたり当然にも社員のモチベーションの向上や今後の将来に向けて、グループ一体となって駅業務執行体制を構築することに労使双方での認識の一致を図らねばなりません。

地本は、分会と施策についての議論を行ってきました。しかし提案では細部に渡って施策の目的や変更される業務の内容が不明瞭です。したがって、施策を進めるにあたり社員の不安解消に向け、また業務移管まで不安なく業務できるよう以下の通り申し入れますので、真摯かつ丁寧な議論をお願いいたします。

記

- 1、今回の施策における目的と必要性を明らかにすること。
- 2、業務移管に伴う教育体制・内容および作業ダイヤを明らかにすること。
- 3、営業時間の短縮など、社員周知とお客様周知について明らかにすること。
- 4、輸送混乱時の南武線ホームの案内体制について明らかにすること。
- 5、乗務員の遺失物の取り卸しについて明らかにすること
- 6、業務委託される遺失物取扱業務はエルダー雇用の場とすること。
- 7、本施策実施後の一定期間後には労使で検証をおこなうこと。

以上